

泉州経営協会 静社労士事務所便り

2024年度の最低賃金引上目安額は50円、男性育児休業取得率が30.1%で過去最高

病院に近いせいか、毎朝のように救急車の音で目が覚めます。8月後半ですが、熱中症には引き続きお気をつけください。さて、今回は2024年度の最低賃金等について紹介していきます。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

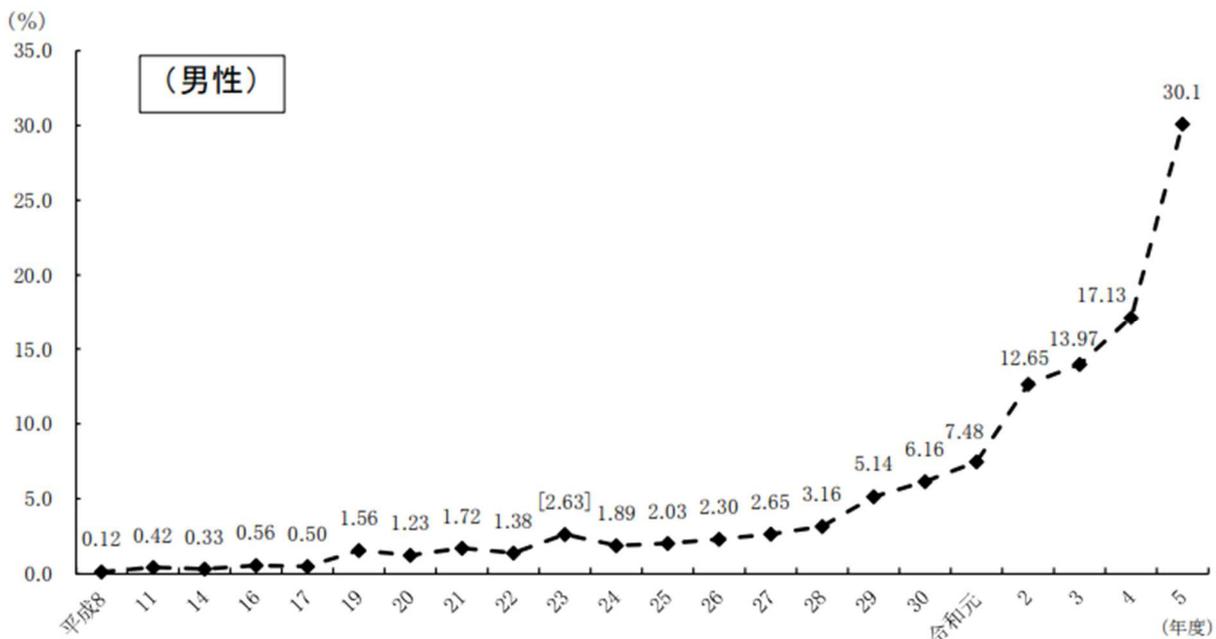
◆2024年度の最低賃金引上目安額は50円（最低賃金の全国平均額は1,054円の見込）

7月25日、厚生労働省の中央最低賃金審議会は、今年度の**最低賃金の引上目安額を50円**でとりまとめました。現在の**全国加重平均1,004円は、1,054円になる見込**です。これを受けて8月中に各都道府県の地方審議会が引上額を決定、10月に2024年度の最低賃金適用予定です。

厚生労働省<<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001126554.pdf>>参考

◆男性育児休業取得率が30.1%で過去最高

7月31日の厚生労働省の発表によると、2023年の男性の育児休業取得率は、前年から13%増加し、**過去最高の30.1%**になりました。事業所規模別では、労働者数5～29人：26.2%、30～99人：31.4%、100～499人：31.1%、500人以上：34.2%でした。



男性の育児休業取得期間は、1か月～3か月未満が最も多く、28.0%でした。

	育児休業後復職者計	5日未満	5日～2週間未満	2週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～8か月未満	8か月～10か月未満	10か月～12か月未満	12か月～18か月未満	18か月～24か月未満	24か月～36か月未満	36か月以上
令和5年度	100.0	15.7	22.0	20.4	28.0	7.5	2.9	0.8	1.1	1.4	0.2	0.0	-

厚生労働省<<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/71-r05/07.pdf>>参考